

令和4年4月1日より道路境界確定の手続き方法が変わります。

\*主な変更点について\*

- ①申出書、合意書等のすべての様式が変わります。
- ②申出時に実印、印鑑登録証明書が必要となります。
- ③公図の写し（申出書・添付資料）は、法務局の内容証明付きのものに限ります。

\*その他、詳細につきましては「申請者・実務取扱者向けガイド」をご参照ください

お問い合わせ先：武蔵野市都市整備部道路管理課台帳係  
電話 0422-60-1858（直通）